

千葉市一般廃棄物の適正排出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則（平成5年千葉市規則第36号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、市民による一般廃棄物の適正排出に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法律」という。）、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成5年千葉市条例第17号。以下「条例」という。）及び規則の例による。

(市が収集運搬する一般廃棄物)

第3条 法律第6条の2第1項の規定に基づき、市は、家庭系ごみを収集し、これを運搬するものとする。

2 家庭系ごみの分別区分、排出方法、収集日及び排出時間等は一般廃棄物処理実施計画に定め、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」により市民等に周知するものとする。

(ごみステーション)

第4条 一般廃棄物処理実施計画に定める家庭系ごみの排出場所である地域で決められたごみステーションは、自治会等の代表者から申し出があり、市が以下の各号に該当せず収集可能であると確認した場所とする。

(1) 所有者等の使用承諾を得ていない私有地等の場合。

(2) ごみ及び資源物収集車（以下「ごみ収集車」という。）にごみ及び資源物を直接積み込むことができない場合。

(3) ごみ収集車が通り抜けできない狭隘道路や行き止まり道路等に面した場合。

(4) 交通状況により安全かつ円滑な収集作業を実施できないと予想される場合。

2 前項各号のいずれかに該当する場合は、市は申し出者に対し、設置場所の再検討を依頼することができる。

3 申し出者は、ごみステーションの設置及び管理等に関して、住民間または住民と土地所有者等との間に紛争が生じた場合は、自主的に解決にあたらなければならない。

4 ごみステーションを使用する市民は、ごみステーションを管理するととも

に、常に清潔を保つように努めなければならない。

(収集の申し出等)

第5条 自治会等の代表者は、新たに家庭系廃棄物の収集を受けようとするとき、ごみステーションを移動、廃止しようとするときは、それを利用しようとする住民及び土地所有者等と協議のうえ、ごみステーション(集積所)設置等届出書(別紙様式)により市長へ申し出なければならない。

2 前項の申し出は、収集開始予定日の14日前までに行わなければならない。

(排出容器)

第6条 市民は、ごみステーションに可燃ごみ、不燃ごみ、資源物及び有害ごみ(以下「可燃ごみ等」という。)を排出するときは、一般廃棄物処理実施計画に定める分別区分に応じた排出方法に掲げる排出容器を使用するものとする。

(排出時間)

第7条 市民は、ごみステーションに可燃ごみ等を排出するときは、一般廃棄物処理実施計画に定める時間に所定のごみステーションに搬出しなければならない。

(排出禁止物の処分)

第8条 市民は、規則第7条で規定する排出禁止物を処分しようとするときは、市又は製造販売業者等に適正処理の方法に関する情報を求め、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる排出禁止物については、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない排出禁止物については、専門の処理業者に依頼する等により適正に処分するものとする。

(市長が特別の理由があると認めるときの要件)

第9条 条例第20条の2ただし書きに規定する市長が特別の理由があると認めるときとは、占有者等が、視覚障害その他の理由により分別が困難な場合とする。

(過料)

第10条 条例第55条の規定による過料の納期限は、発付日の15日後とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、一般廃棄物に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(ポリ容器交付要領の廃止)

- 2 ポリ容器交付要領は、廃止する。

(ダストボックス取扱要領の廃止)

- 3 ダストボックス取扱要領は、廃止する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

受付者		受付番号	
-----	--	------	--

ごみステーション(集積所)設置等届出書

(あて先) 千葉市長 年 月 日

自治会(法人)名 _____

住 所 _____

会長(代表者)名 _____ (※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 _____

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

ごみステーションを 年 月 日から(設置・移動・廃止)したいので届け出いたします。
なお、ごみステーションの設置及び管理等に関して、住民間及び住民と土地所有者等との間に紛争が生じた場合は、自主的に解決にあたります。

○安全かつ円滑な収集作業に支障があった場合は、届出書の受理後であっても、設置場所の変更等をお願いすることがあります。

<p>集積所所在地 _____ 区 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番地 _____ 番 _____ 号</p> <p>集合住宅名称 _____</p> <p>使用世帯数 _____ 世帯</p> <p>入居開始日 _____ 月 _____ 日 から</p> <p>前面道路の有効幅員(進入路を含む) _____ m</p> <p>集積所周辺の障害物 _____</p> <p>備考 _____</p>	<p>設置場所略図 <input type="checkbox"/>別紙案内図等により</p>				
届出者	氏名 _____	連絡先電話番号 _____	現場調査時に立ち会える者	氏名 _____	連絡先電話番号 _____

(環境事業所記入欄) 住宅地区の位置 中・美・花・稲・若・緑 / ページ _____

担当事業所	区分	収集業者名		収集曜日		収集開始予定日
		可燃ごみ	資源物	毎週	曜日	／
	一般専用 4t 2t	びん・缶 ペットボトル		毎週	曜日	／
		古紙・布類		毎週	曜日	／
		剪定枝		第 1・3 2・4	曜日	／
		不燃・有害ごみ		第 1・3 2・4	曜日	／